

認 定 証

神奈川県横浜市鶴見区寛政町 20 番 1 号

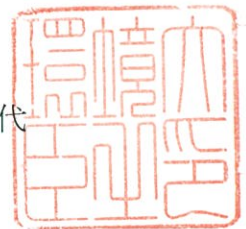
東芝環境ソリューション株式会社

代表取締役 北村 真一

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者であることを証する。

平成 28 年 3 月 30 日

環境大臣 大 塚 珠 代



記

1. 認定の年月日 平成 28 年 3 月 30 日
2. 認定番号 平成 28 年第 4 号
3. 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「法施行令」という。）第 2 条の 4 第 5 号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又は OF ケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
 - ロ 法施行令第 2 条の 4 第 5 号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
4. 無害化処理の方法
分解・洗浄（化学的脱塩素化分解・洗浄法（CDP 洗浄法））



5. 無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニルの処理物の洗浄施設

6. 無害化処理の用に供する施設の設置の場所

神奈川県川崎市川崎区浮島町 96 番

7. 無害化処理の用に供する施設の処理能力

洗浄施設1基につき、変圧器(抜油済みであって、3に掲げるものに限る。)を最大
1台/3日

8. 収集又は運搬の有無

有 ・ (無)

9. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管は行わない。

以上